

令和2年度「杖道一種・二種」審査会 実施要項

- 1 主 催 一般財団法人 北海道剣道連盟
- 2 主 管 一般財団法人 北海道剣道連盟杖道部会
- 3 期 日 令和2年 11月 1日(日) 受付開始 午後 2時 15分
- 4 会 場 「札幌市豊平区体育館」
札幌市豊平区月寒東2条20丁目4-5 電話 011-855-0791
- 5 受 審 資 格 (1) 北海道剣道連盟杖道部会の会員で、会費が納入済みである者。
(2) **第一種**
受審日1年以内の 北海道剣道連盟及び杖道部会が主催する「杖道講習会」を申請時までに受講し、学科審査に合格した者。
ア 初 段 杖道一級受有者で**満13歳以上の者**。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)
※ 年齢基準は審査会当日とする。
イ 二 段 杖道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。
ウ 三 段 杖道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。
(3) **第二種**
ア 四 段 杖道三段受有者で、受有後3年以上経過し、北海道剣道連盟が主催する「杖道講習会」を申請時までに2回以上受講し、学科審査に合格した者。
イ 五 段 杖道四段受有者で、受有後4年以上経過し、北海道剣道連盟が主催する「杖道講習会」を申請時までに3回以上受講し、学科審査に合格した者。
(4) 修業年数は暦月で数え、日は問わない。
- 6 審 査 方 法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び、北海道剣道連盟の称号・段級位審査規程による。
- 7 審 査 科 目 (1) 実 技 (全剣連形)
初段 : 1本目～5本目 二段 : 2本目～6本目 三段 : 3本目～7本目
四段 : 5本目～9本目 五段 : 7本目～11本目
(2) 学 科
ア 第一種は2問を事前出題、別途指定する期日までに提出。
イ 第二種は3問を事前出題、別途指定する期日までに提出。
- 8 申 込 方 法 (1) 第一種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。
(2) 第二種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(登録料は不要)
(3) 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を取りまとめ一括して北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込みは一切受理しない。
(4) 「段位審査申請書」の様式は別記による。
(5) 「段位審査申請書」記載上の注意
ア 男女の区別、現段(級)位、取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。
イ 講習会受講実績は、段位審査請求書の受講回数・受講年月日欄に記載の上、終了証書(写し、学科合格押印のあるものを含む)を添付すること。
ウ 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。
エ 現段位を他都府県で取得した者は、「証書の写し」または都府県剣道連盟発行の「段位証明書」を添付し、取得都府県を明記すること。
(6) 申込締切 令和 2年 10月 13日(火)
(7) 申込先 「一般財団法人北海道剣道連盟」
- 9 審査・登録料の取扱い
(1) **第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。**
(2) 第二種合格者は、発表後に登録料の「払込み用紙」を受け取り、1週間以内に所定の登録料を北海道剣道連盟に納入すること。
(3) 審査手数料として「審査料」の100分の20(上限1,500円)を受審者が所属する剣道連盟の収入とする。
(4) 主管手数料として「審査料」の100分の20を部会の収入とする。
(5) **道剣連締め切り日以後の取消しの申し出に対しての「審査料」の返金はしない。但し、自然災害及び法定伝染病はその限りではない。**
- 10 そ の 他 主催者で傷害保険に加入するが、これ以上の責任は負いません。